

電子マニフェストシステム利用細則

第1章 総則

(利用目的)

第1条 本細則は、電子マニフェストシステム加入規約(以下「加入規約」という。)第4条に規定する加入者(以下「加入者」という。)が、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(以下「センター」という。)が運営する電子マニフェストシステム(以下「システム」という。)を利用するために必要な手続き並びに利用方法等に関する事項を定めたものである。

第2章 加入契約手続き等

(加入契約手続き)

第2条 加入規約第6条第1項に規定する加入契約手続きは、次のいずれかの方法によるものとする。なお、センターが認めた場合に限り他の方法により申込みを行うことができるものとする。

(1) 加入申込書による手続き

別紙様式第1号の加入申込書に必要な事項を記入し代表者印を押印の上、必要書類を添付してセンターに郵送する。

(2) Webサイトによる手続き

センターのWebサイト(<http://www.jwnet.or.jp/jwnet>)上の「Web加入申込フォーム」に必要な事項を入力し、センターに送信し登録する。センターに登録された加入申込内容を印刷し代表者印を押印の上、必要書類を添付してセンターに郵送する。

2 センターは、加入規約第6条第3項の規定に基づき別紙様式第1号に記入のある電子メールアドレスに加入者番号及びパスワードを電子メールにより送信するとともに、加入証等の書類を加入者に送付するものとする。

(団体加入における利用代表者の登録、変更及び取消)

第2条の2 加入規約第6条の3第1項の規定に基づき団体加入により加入申込みをする者又は同条第2項の規定に基づき団体加入に変更する加入者から利用代表者の指定を受ける者は、事前に別紙様式第38号により利用代表者兼支払代行者(以下「利用代表者」という。)としてセンターに登録申請するものとする。

2 センターは、申請に基づき利用代表者兼支払代行者コードを付して台帳に登録し、「利用代表者兼支払代行者登録証」を利用代表者に送付するものとする。

3 利用代表者は、第1項の規定に基づき登録した内容を変更する場合は、別紙様式第39号により、又登録を取消す場合は、別紙様式第40号により、変更又は取消希望日の1か月前までにセンターに申し出るものとする。

なお、申し出がなかったことで利用代表者及び利用代表者を指定した加入者が不利益を被ったとしても、センターは一切の責任を負わないものとする。

(利用代表者の指定及び団体加入による加入手続き)

第2条の3 加入規約第6条の3第1項の規定に基づく利用代表者の指定及び団体加入による加入申込みは、別紙様式第34号(第2条第1項(2)による申込みの場合は別紙様式1号及び6号)により、指定した利用代表者を通してセンターに申し出るものとする。また、加入規約第6条の3第2項の規定に基づく利用代表者の指定及び団体加入への変更申込みは、様式第36号により、指定した利用代表者がセンターに申し出るものとする。

2 利用代表者は、前項の申込書を取りまとめ、センターに申し出るものとする。

(団体加入の取消手続き)

第2条の4 加入規約第6条の4の規定に基づく団体加入の取消しは、別紙様式第37号により、利用代表者を通してセンターに申し出るものとする。なお、申し出がなかったことで加入者及び利用代表者が

不利益を被ったとしても、センターは一切の責任を負わないものとする。

(変更の申し出)

第3条 加入規約第8条第1項に規定する変更の申し出は、別紙様式第2号によるものとする。

なお、同様式の2(1)から(4)及び(6)の加入者の氏名欄及び住所欄(T E L・F A Xを除く)の情報を除く変更事項は、加入者がシステムの「加入者サポート[加入者情報変更]」により直接変更できるものとする。

(解約手続き)

第4条 加入規約第9条第1項に規定する解約の申し出は、別紙様式第3号によるものとする。

(加入証等書類の再交付)

第5条 加入者は、加入規約第6条第3項の規定に基づいてセンターが交付した「加入証」、「J W N E T加入内容のお知らせ」等の書類の再交付を依頼する場合、別紙様式第4号によりセンターに申し出るものとする。

第3章 システムの利用

(システムの利用方法)

第6条 加入者がシステムにアクセスする方法は、次のとおりとする。

- (1) W e b方式
- (2) ケイタイ方式
- (3) E D I方式

2 加入者は、センターが別途定める「電子マニフェストシステム操作手順書」に従い、システムを利用するものとする。

(加入者番号及びパスワードの設定)

第7条 センターは、加入規約第6条第3項に基づく加入者番号及びパスワードを次のとおり設定し、加入者に交付する。

- 2 加入者番号は、別紙1「加入者番号及び加入者サブ番号の構成」に基づいて設定する。
- 3 パスワードは、第6条第1項に定める方法ごとにパスワードを設定するとともに収集運搬業者及び処分業者に対しては処理業者公開確認番号を設定する。

(加入者サブ番号及びパスワードの設定)

第8条 加入者は、W e b方式及びケイタイ方式を利用する場合、加入者番号に複数の加入者サブ番号を設定し、それぞれの加入者サブ番号に利用権限及びパスワードを設定できるものとする。

- 2 加入者サブ番号の設定は、別紙1「加入者番号及び加入者サブ番号の構成」に基づくものとする。また、サブ番号の設定数は、01から99までとする。
- 3 パスワードは、加入者サブ番号ごとにパスワードを設定する。
- 4 加入者は、加入者サブ番号の使用、変更及び管理について一切の責任を負うものとする。加入者が設定した加入者サブ番号が、他の第三者によって当該加入者が被る損害について、センターは当該加入者の故意又は過失の有無にかかわらず一切の責任を負わないものとする。

(同時アクセス数)

第9条 加入者が、1加入者番号でW e b方式及びケイタイ方式によりシステムに同時にアクセスできる数は1とする(加入者サブ番号の場合にあっても同様とする。)。

(W e b方式によるアクセス)

第10条 W e b方式によるアクセスは、センターが指定するアドレスに接続して行うものとする。

(ケイタイ方式によるアクセス)

第11条 ケイタイ方式によるアクセスは、センターが指定するアドレスに接続して行うものとする。

(EDI方式によるアクセス)

第12条 EDI方式によるアクセスは、センターが別途定める「電子マニフェストシステムEDI方式接続テスト実施規約」に基づき接続テストを実施の上、電子マニフェストシステムへのデータの送受信の整合性の確認を完了してセンターに登録されたシステムにより行うものとする。

2 EDI方式の利用は、本細則の他、センターが別途定める「電子マニフェストシステムEDI方式利用要領」によるものとする。

第4章 マニフェスト情報の保管及び消去

(マニフェスト情報の保管)

第13条 センターは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)」第12条の5第7項の規定に基づき、排出事業者が登録したマニフェスト情報を5年間、システム上に保管する。

(マニフェスト情報の消去)

第14条 センターは、排出事業者等が登録した電子マニフェスト情報について、法で規定された終了報告を受けたものについては、当該報告日から5年を経過した日に、電磁的記録媒体からその記録を消去するものとする。

(電子マニフェスト情報登録証明のサービス)

第15条 センターは、システムから抽出したデータの内容証明を加入者から求められたときは、センターが別途定める「電子マニフェスト情報電子媒体提供サービス実施要領(以下「電子媒体提供サービス実施要領」という。))に基づきマニフェスト情報を抽出の上、証明書を添付して提供するものとする。

2 電子媒体による提供は、加入者がシステムの「加入者サポート[電子媒体提供サービス利用申込]」に必要事項を入力し、センターに申し出るものとする。

なお、提供を受けた加入者は、本提供サービスに係る手数料を「電子媒体提供サービス実施要領」に従ってセンターに支払うものとする。

(解約後のマニフェスト情報の取り扱い)

第16条 加入契約の解約後は、センターが提供する「電子媒体提供サービス」によるマニフェスト情報の照会のみ可能とする。なお、照会の対象は、センターの保管期間内のマニフェスト情報とする。

第5章 利用料金

(利用機能区分の変更及び差額料金)

第17条 加入規約第14条第3項に規定する加入契約継続中の変更及び利用料金の差額は、別紙2「処分業者区分における利用機能区分の加入契約継続中の変更の可否及び差額料金について」によるものとする。

(料金支払代行者の登録、変更及び取消)

第18条 加入規約第15条第4項の規定に基づき加入者から料金支払代行の指定を受ける者(以下「支払代行者」という。)は、事前に別紙様式第14号によりセンターに登録申請するものとする。

2 センターは、申請に基づき支払代行者コードを付して台帳に登録し、「料金支払代行者登録証」を支払代行者に送付するものとする。

3 支払代行者は、第1項の規定に基づき登録した内容を変更する場合は別紙様式15号により、又登録を取り消す場合は別紙様式16号により、変更又は取消希望日の1ヵ月前までにセンターに申し出るものとする。

なお、申し出がなかったことで当該支払代行者及び第19条の規定に基づき当該支払代行者を指定す

る加入者が不利益を被ったとしても、センターは一切の責任を負わないものとする。

(支払代行者の指定、変更及び取消)

第19条 加入者は、加入規約第15条第4項の規定に基づき支払代行者を指定して料金を支払う場合、別紙様式第6号によりセンターに申し出るものとする。

2 加入者は、前項により指定した支払代行者を変更する場合は別紙様式第32号により、又指定を取り消し支払代行者の利用を取り止める場合は第3条に規定する変更の申し出により、変更又は取消希望日の1ヵ月前までにセンターに申し出るものとする。

なお、申し出がなかったことで当該支払代行者を指定した加入者及び当該支払代行者が不利益を被ったとしても、センターは一切の責任を負わないものとする。

(料金の請求及び支払い)

第20条 センターは、前条第1項の申し出に基づき支払代行者ごとに、指定した加入者の料金を取りまとめて請求書を作成の上、支払代行者に送付するものとする。支払代行者は、当該請求書に基づき料金をセンターに支払うものとする。なお、加入者ごとの料金の明細はシステムにおいて確認できるものとする。

附則

1 本細則は、平成18年6月26日から適用する。

附則

1 この改正は、平成19年10月1日から適用する。(加入手続きの改正)

附則

1 この改正は、平成22年5月4日から適用する。(システム変更に伴う改正)

加入者番号及び加入者サブ番号の構成

1. 加入者番号及び加入者サブ番号の構成

(1) 加入者番号及び加入者サブ番号構成は、次のとおりとする。

1桁目	2桁目	3桁目	4桁目	5桁目	6桁目	7桁目	8桁目	9桁目
X	X	X	X	X	X	X	Y	Y



(2) 加入者番号 【センターが設定して加入者に交付】

- ・ 1桁目 : 加入区分 (1: 排出事業者、2: 収集運搬業者、3: 処分業者)
- ・ 2桁目～7桁目: センターが設定した番号

(3) 加入者サブ番号 【加入者がサブ番号を必要に応じ設定して使用】

- ・ 1桁目～7桁目: 加入者番号
- ・ 8桁目～9桁目: サブ番号 加入者が「01 から99」を任意に設定する。
設定方法は、加入者番号でシステムにアクセスし、「加入者サポート [サブ番号設定]」にて行う。

(4) EDI方式は、加入者番号 (7桁) で利用する。

2. 加入者番号及び加入者サブ番号で区分できる権限

加入者番号 (7桁) でアクセスする場合は、全ての権限を持つものとする。
加入者サブ番号を指定して区分できる権限は以下のとおりとする。

	a. 登録	b. 修正・取消	c. 承認・否認	d. 電子媒体提供サービス申込
加入者番号	固定	固定	固定	固定
サブ番号	選択制	選択制	選択制	選択制

- a. 登録: マニフェスト情報・予約情報登録等新規に登録する権限及び処理終了に係る報告を行う権限
- b. 修正・取消: 予約情報をマニフェスト情報として登録、マニフェスト情報/予約情報の修正、処理終了に係る報告取消を行う権限
- c. 承認・否認: 修正要請通知・取消要請通知に対して承認・否認を行う権限
- d. 電子媒体提供サービス申込: 電子媒体提供サービス申込する権限

3. パスワードの管理方法

(1) 加入者番号のパスワード

- 加入時にセンターから交付する。
- パスワードの変更は加入者番号で行う。
- 紛失等による再交付は、所定の手続きによりセンターが再交付する。

(2) 加入者サブ番号のパスワード

加入者サブ番号設定時にセンターから交付する。

パスワードの変更は加入者サブ番号で行う。

紛失等による再交付は、所定の手続きによりセンターが再交付する。

処分業者区分における利用機能区分の加入契約継続中の変更の可否及び差額料金について

表1 変更の可否及び差額請求の有無一覧表

(税込)

利用機能区分変更後		報告のみ (電子・紙)	報告・2次登録(電子・電子)		2次登録のみ(紙・電子)	
			A料金	B料金	A料金	B料金
現在の利用機能区分		基本料 (13,125円)	基本料 (26,250円)	基本料 (13,125円)	基本料 (26,250円)	基本料 (2,100円)
報告のみ (電子・紙)	基本料 (13,125円)		可 (差額請求あり)	可 (差額請求なし)	可 (差額請求あり)	可 (返金なし)
報告・2次登録 (電子・電子)	A料金	基本料 (26,250円)	可 (返金なし)		不可 (差額請求なし)	不可
	B料金	基本料 (13,125円)	可 (差額請求なし)	不可	不可	可 (返金なし)
2次登録のみ (紙・電子)	A料金	基本料 (26,250円)	可 (返金なし)	可 (差額請求なし)	不可	不可
	B料金	基本料 (2,100円)	可 (差額請求あり)	不可	可 (差額請求あり)	不可

表2 差額料金表(加入規約第15条第1項に定める別表2の基本料を適用)

(単価:円 税込)

変更する月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
経過期間		11ヵ月	10ヵ月	9ヵ月	8ヵ月	7ヵ月	6ヵ月	5ヵ月	4ヵ月	3ヵ月	2ヵ月	1ヵ月
処分業者A	26,250	24,055	21,871	19,687	17,493	15,309	13,125	10,930	8,746	6,562	4,368	2,184
処分業者 報告、報告2次B	13,125	12,022	10,930	9,838	8,746	7,654	6,562	5,460	4,368	3,276	2,184	1,092
処分業者 2次B	2,100	1,921	1,743	1,575	1,396	1,218	1,050	871	693	525	346	168

差額請求は、以下の と により算出する。

利用機能区分を変更する日に属する月の変更となる基本料を請求

既に請求した当初の利用機能区分の基本料から、変更する日の前月までの経過期間に該当する基本料を差し引いて返金